

行うこととしました。

今年度の第4回検討会では、自動点呼に関する実証実験の進捗状況を踏まえて、乗務後自動点呼の認定制度構築に向けた最終取りまとめ案について議論しました。

○主な内容

- ・令和3年度運行管理高度化の検討スケジュールについて
- ・遠隔点呼の実証実験評価状況及び制度運用について
- ・乗務後自動点呼の制度化に向けた最終とりまとめについて
- ・運行管理高度化のシナリオ及び令和4年度検討スケジュールについて 等

※会議資料については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

(2) 遠隔点呼が実施できるようになります！

～ICTを活用した運行管理の高度化に向けて～

(新着情報)

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととなっています。従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う「IT点呼(トラック)」及び「旅客IT点呼(バス、タクシー)」が実施できますが、いずれも、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

今般、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定することで、これらの要件を満足する営業所において、営業所の優良性に関わらず、遠隔拠点間(営業所一車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間)の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度を令和4年4月1日より開始します。

この制度により、ICTの活用による運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

※遠隔点呼制度の概要については、下記リンク先のリーフレットをご覧ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001471377.pdf>

(3) 第12回「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」を開催しました
(配信日：R4.3.11)

令和3年に発生した国際海上コンテナの横転事故等の発生状況、「国際海上コン

テナの陸上における安全輸送ガイドライン」の関係者の認知状況等に係る実態調査の結果について情報共有を図るとともに、国際海上コンテナの横転事故等防止対策について情報共有、意見交換を行うため、第12回安全対策会議を開催しました。

○主な内容

- ・ 国際海上コンテナの横転事故等の発生状況
- ・ 国際海上コンテナの陸上運送の安全確保に係る調査結果について
- ・ ガイドライン等の活用事例及び情報伝達の優良事例調査結果について 等

※会議資料については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000022.html

(4)「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催しました

(配信日：R4.3.4)

国土交通省では、平成28年度より毎年度、運送事業者等の今後の事故防止対策の参考となるよう「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催しています。本年度も当該セミナーを2月21日（月）に開催し、健康起因事故防止のための取組や過労運転防止のための取組について、有識者、事業者及び国土交通省より紹介いたしました。

当該セミナーの録画配信を公開しておりますので、是非ご視聴ください。

下記URLより必要事項をご入力いただければ、どなたでもご視聴可能となります。

[プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー録画配信]

https://tkp-jp.zoom.us/rec/share/I6-qFOuwUnwkDKOrsCqu4lcxOM0jZHbc1f_2W5xt9zSIuZuQjEtp1hIPtq5QUSbM.wvZnSnxMtKL_QidD

※視聴期限：2022/3/31まで

(5)車輪脱着作業後は特に、重点的なホイールナットの点検・整備を！

(配信日：R4.3.4)

最近頻発している大型車の車輪脱落事故において、車輪を固定するホイールナット

トの適切な点検・整備がなされていない事案が散見されています。

国土交通省が作成している「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、車輪脱着時や使用過程でのホイールナットの点検・整備方法について詳しく説明していますが、特に、ホイールボルト、ナットを清掃した上で潤滑剤を塗布すること、劣化したホイールナットは交換することについて、ご注意ください。

ホイールナットの点検・整備のポイント

- ① ホイールボルト、ナットを清掃の上、必ず潤滑剤を塗ってください。
- ② ①の作業を行ってもホイールナットがスムーズに回転しない場合には、交換してください。

※ホイールナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れずに塗布してください※

詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000278.html

(6) 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について

～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

(配信日：R3.12.3)

自動車局では、本年も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（道路管理者が撮影した写真も踏まえた運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を3つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

①自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

②トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検 (https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html) の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

に配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

